

第5回 芝富士地区まちづくり協議会 議事要旨

(1) 日時

平成24年9月20日(木) 午後7時～8時30分

(2) 場所

芝富士公民館 2階和室

(3) 出欠者(会員数18名)

- ・会 員：12名(欠席者6名)
- ・事務局：川口市5名、(株)首都圏総合計画研究所4名

(4) 議事次第

- 1) 開会
- 2) アンケート調査結果について
- 3) 地区計画の内容検討①
- 4) 次回の予定
- 5) 閉会

【配布資料】

- ・次第
- ・資料1：アンケート調査結果
- ・資料2：地区計画の内容検討①



▲当日の意見交換の様子



▲資料の説明の様子

(5) 議事概要 (Q : 質問・意見、A : 回答)

1) 開会

2) アンケート調査結果について

「事務局より資料説明」

Q : 回収率が 14.4%ということだが、この数字について事務局はどう考えているのか。また、信頼度はどうなのか。

Q : 川口市内の他のアンケートや、市外で同趣旨のアンケートにおいて回収率が分かれば教えてほしい。また、資料 1 の 11 頁に自由記述の有効回答数が 475 とあるが、これはどういう意味か。

A : 市内の事例としては、当地区と同様にまちづくりの検討を行っている芝樋ノ爪地区では 10.1%、西川口駅周辺地区における住環境についてのアンケートでは 13.05%、練馬区の東武練馬地区での地区計画検討についてのアンケートは 14.9%であった。こういったポスティング・郵送を行って、郵送で回収を行うアンケートの回収率は、良くても 3 割、通常 2 割である。また、資料 1 の 11 頁に自由記述の有効回答数については、誤植なので削除していただきたい。

Q : 回収期間が 2 週間あったのだから、回収率が低くなりそうなことは途中で気付いたはずだが、事務局として回収率アップの工夫は行ったのか。また、前回アンケートにかかる経費を伺ったのでその回答をお願いしたい。最後に、自由記述はそのまま羅列されているが、これはカテゴリーごとに整理を行うべきである。

A : 特に工夫は行っていない。次回にアンケートを行うことがあれば、督促状やお礼状、町会回覧などを検討したい。自由記述は整理を行い、次回の協議会にて議論の材料にできるようにする。

Q : 自由記述はかなり重要な要望が入っていると思うので、切り口別に集計をお願いしたい。

A : まちづくりルールに関係あるものとならないものでまとめるなど、整理の仕方を工夫したい。

Q : このようなアンケートの場合、回収率が低いことが通常であることを何故事前に言わなかったのか。このアンケート結果はどのように地域の皆さんに伝えるのか。

A : 回収率については、事前に一般論として伝えておくべきだった。アンケート結果は芝富士地区まちづくりニュースに掲載するので、配布・郵送やホームページで閲覧が可能になる。

Q : 回収率も掲載するのか。

A : 回収率についても掲載する。

Q : 回収の内訳として、地区内居住者と地区外居住者の比率はどうか。

A : 集計する方法がないため不明である。

Q : 浦和や杉並などの問題意識が高い地区の回収率が知りたい。とにかく、回収率を上げるよう市がもっとフォローすべきである。このままでは費用対効果が悪いのではな

いか。また、先日個人的に市の窓口に向った際に、市からは今後アンケートはやらないと聞いているがいかがか。

Q：アンケートは今後、必要に応じて行うという話だったと思う。

Q：協議会員が会長を通さずに市の窓口に行ったとのことだが、その際の市からの回答をこの場で発表されても、市としては答えられないのではないか。

A：以前、アンケートができないと答えた時期もあったが、まちづくりの動きが出てきて予算が付き始めたので、必要に応じて行うと答えた。

Q：アンケート結果をまちづくりニュースに掲載するということだが、いつ発行するのか。

A：まちづくりニュース第5号は10月10日頃に発行の予定である。

Q：自由記述の意見に対して、どのように対応していくかは重要なので、この場で検討すべきだし、事務局としても検討してほしい。ニュースの中で、受け取った意見に対する感謝や、今後どのような対応を考えているのを述べることにより、今後の協力にも繋がるだろう。

Q：協議会員はこの場で初めて見たのですぐに対応について話し合うのは難しいだろう。今回は持ち帰って各自目を通し、次回どう対応するかを考えたい。

A：意見の内容が様々なので、市で対応するもの、協議会や町会など、地域で対応するものなどを整理していく必要があると思う。

Q：具体的に意見の一つひとつに対して対応をどうするかという話をしているわけではなく、地域の皆さんから返ってきたアンケート全体に対して、どう対応するかを伝えたいと思う。

Q：アンケートを取ったのだから、マトリクスを組んで時系列に整理し、環境や防災など様々な切り口で分類するべきである。アンケートの回答率を上げる工夫をしていない点も含めて、もっとしっかり取り組んで欲しい。

Q：アンケートはお願い文に「地区計画をつくる検討に使う」と書いてあり、アンケート結果について個別に返答するとは書いていない。協議会と川口市がそれぞれ、アンケートの結果を有効に活用すれば良いのではないか。

Q：アンケートの回答した人達は何も返ってこないとは思っていないはずなので、何の対応もしなければ、次回以降、誰も意見を出してくれなくなるだろう。

Q：アンケートの自由記述に対しては、分析・集約することが必要である。

A：現在、自由記述は整理中なので、次回整理してお出しする。

★決定事項

- ① アンケートの自由記述はカテゴリーごとに整理を行い、第6回協議会に出す。

3) 地区計画の内容検討①

「事務局より資料説明」

① 地区計画の目標について

- ・地区計画の目標については、整備計画の「まちの将来像」をベースとした「誰もが

安全で安心して快適に住み続けられる環境のあるまち”の実現へ」に、仮置きすることが確認された。

② 今後検討する項目について

Q：検討する項目を後に増減することはできるのか。

A：基本的に問題はない。また、地区計画で定めるルール以外で大切にしたい意見があれば、協議会の提案としてまとめると良いと思う。

Q：項目の増減については、今後検討を進める中で必要に応じて行えば良い。

Q：日本建築学会か何かで、まちの大きさや用途地域ごとに、防犯上や環境上、最低限やらなければいけない取り組みを、マトリクスにして示したものがある。参考になると思う。

・今後検討する項目については、資料2で示す8項目で仮置きすることが確認された。

③ 地区施設について

・整備計画の最優先・優先の3路線を地区施設として位置付けることが確認された。

④ 建築物等の用途の制限について

Q：制限の候補にプールとあるが、これはフィットネスクラブも同様なのか。

A：確認する。

Q：現在迷惑な施設は建っていないが、将来どうなるか分からないので、想定できない事態に備えて最低限のルールを作っておくべきである。

Q：同じ意見である。この場で、地域に必要なだと思う意見をどんどん出すべきである。問題があれば、今後行うであろうアンケートにおいて、地域の皆さんから意見が返ってくるはずである。

Q：戸田市などは、ホテルが住宅街にあるが、環境的にどうなのだろうか。

Q：地域の発展のためには、ある程度の娯楽施設は必要であり、規制のし過ぎは良くないのではないかと。現在はパチンコ屋、風俗店、若者が集う公園などの近くに住んでいるが、特に大きな問題は感じていない。

Q：基本的にこの地域は住宅地である点が前提である。その前提の上で、先ほど目標と仮置きした「誰もが安全で安心して快適に住み続けられる環境のあるまち」を目指して考えれば良い。一方で、商業地として活性化させることも考えられるだろう。個人的には規制は無くてもいいと考えているので、当協議会では最低限のルールを決めれば良いのではないかと。

Q：人それぞれ感覚が違うことだし、私権の制限になる部分なので難しい。

Q：商店街が潤うことは住民が潤うことでもある、ということ念頭に置くべきである。

Q：良識と常識に基づいて検討していけば良いのではないかと。

Q：現在、市の規制を検討しているが、町会単位でできることもあるのではないかと。例えば、私道が植木鉢や自転車で塞がれて通れない問題については、周辺の空地、公園などを利用して駐輪、駐車スペースをつくるなど、すぐにできることはあるはずだ。市は国から補助金が出ると思うが、個人での取り組みは補助金がどの程度出るのか。

ブロック塀の建替えや植木で緑化するなど、補助金が出るならば地域の皆さんが自主的に行うこともあると思う。

計画が進まない原因の一つに、地域住民が税金に関して理解していないこともあるのではないかと。特別控除など税制に関する情報を流せば、事業が動くかもしれない。

Q：ホテル・旅館と風俗営業は別なのではないか。その場合、ホテル・旅館を規制する必要があるのか。

A：本来は風俗営業と別であるが、実態として風俗のように使われてしまうことが多い。

Q：資料ではバッティングセンター等となっているが、「等」と書いたら捉え方によっては何でも含めてしまうのではないかと。

A：資料は建築基準法・別表の表現に基づいている。最終的に地区計画が決定し、都市計画図書にする際に、建築基準法・別表とどのようにリンクしているのかを明確化する。

Q：高齢化社会において健康施設が必要と考えているが、プールも駄目なのか。

A：屋内すべてのスポーツ施設が該当する。

Q：屋外にある物は建築物にはならないのか。

A：工作物になると思われる。

Q：「生活環境を害するもの」として規制すれば良いのではないかと。

A：建築確認の際に判断できかねるので建築基準法上の用語で定義したほうが良い。

Q：今日は方向だけ確認して、細かい部分は議論を重ねる中で様々な意見を出していけば良いのではないかと。

★決定事項

- ① 地区計画の目標については、整備計画の「まちの将来像」をベースとした「“誰もが安全で安心して快適に住み続けられる環境のあるまち”の実現へ」に、仮置きする。
- ② 今後検討する項目については、資料2に示す8項目で仮置きする。今後検討を進める中で必要に応じて増減することも考えられる。
- ③ 地区施設について、整備計画の最優先・優先の3路線を地区施設として位置付ける。
- ④ 建築物の用途制限について、引き続き必要に応じて検討を行う。

4) 次回の予定

★決定事項

- ① 第6回協議会は、11月13日（火）19時～、芝富士公民館（ホール）である。

5) 閉会

以上